

香川高等専門学校研究生規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 59 条第 2 項の規定に基づく香川高等専門学校研究生（以下「研究生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(研究生受入れの基準)

第 2 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けようとする者があるときは、校長は教育研究上支障がないと認められる場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
 - 二 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 専攻科の研究生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 高等専門学校専攻科を修了した者
 - 二 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 研究生入学願書（別紙様式 1）
 - 二 履歴書
 - 三 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書（いずれも見込を含む。）
 - 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（別紙様式 2）
- 2 出願の期日は、別に定める。

(入学者の選考)

第 5 条 校長は、前条第 1 項の出願手続をした者について、書類によるほか、面接試験等により入学者の選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、所定の書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。（別紙様式3）
（入学の時期）

第7条 研究生の入学時期は、原則として学期の始め（前期4月、後期10月）とする。
ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。
（指導教員）

第8条 校長は、研究生に対し指導助言を与えるため、指導教員を定める。
（研究期間）

第9条 研究生の研究期間は、原則として当該年度内とする。ただし、研究生の願い
出により、校長が必要と認めたときは、1年に限りその期間を延長することができ
る。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、研究生研究期間延長願（別紙様式5）
により校長に願い出なければならない。この場合、現に職を有する者は、第4条第
1項第4号に定める書類を添付するものとする。

3 第1項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。
（検定料、入学料及び授業料）

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、「独立行政法人国立高等専門学校機構に
おける授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校
機構規則第35号）」に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究生の授業料は、在学予定期間に応じ、3月分又は6月分に相当する額を当該
期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3月未満又は6月未満
であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するも
のとする。

4 授業料を納付しない者は、除籍する。
（授業への出席）

第11条 研究生は、指導教員の指導により校長が必要と認めたときは、研究事項に関
連のある授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。
（研究報告書）

第12条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書（別紙様式6）を指導教
員を経て、校長に提出しなければならない。
（費用の負担）

第 13 条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究証明書の交付)

第 14 条 校長は、研究を終了した者から願い出があつたときは、その研究事項につき、研究課題及び研究期間等を記載した研究証明書を交付することができる。

(退学及び除籍)

第 15 条 研究生が、病気その他の理由により成業の見込みがなく、研究生として不適當と認められるときは、退学又は除籍する。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、研究生について必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。